4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するとともに、双葉郡双葉町の一部地域は平成25年5月に避難指示解除準備区域となり、復興に向けたまちづくりを進めているところであり、本件事業はこのまちづくりにも寄与するものであることなどから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県双葉郡双葉町役場

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十四号西東京都市計画道路事業三・四・十二号東町線及び三・四・十六号東伏見保谷線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第四十八号調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線

三　事業施行期間　自平成十二年一月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百七十号西東京都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千四百六十九号東京都市計画道路事業補助線街路第二百六十一号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十六号線及び補助線街路第百十六号線

三　事業施行期間　自平成十三年三月三十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第四十六号東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線及び補助線街路第八十三号線

三　事業施行期間　自平成十四年二月二十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏